



平成13年2月22日
老計発第9号
老振発第8号
老老発第4号

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 計画課長

振興課長

老人保健課長

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険法関係法令の一部改正等について

今般、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「平成12年改正法」という。）の施行に伴い、介護保険関係法令についても別紙一覧のとおり所要の改正が行われ、それぞれ平成13年3月1日から施行することとされたところである（別添参照）。

介護保険関係法令の改正内容は下記のとおりであるので、十分御了知のうえ、貴都道府県内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図り、その実施に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正趣旨

医療法（昭和23年法律第205号）等の一部改正において、

- ① 療養型病床群を廃止し新たに療養病床を設けるなどの病床区分の見直し
 - ② 改正前の医療法第21条第1項ただし書の許可及び改正前の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第43条第2項に規定する承認（以下「医療法上の特例許可」という。）による人員配置基準の特例制度の廃止
 - ③ 精神病床等に係る人員配置及び構造設備に関する基準の見直し
- 等が行われたことに伴い、介護療養型医療施設等に関し、介護保険関係法令について、
- ・ 「療養型病床群」から「療養病床」への改正
 - ・ 医療法における人員配置基準及び構造設備に関する基準の見直しとの整合を図るための改正
- など所要の改正を行うものである。

第2 改正内容

1 共通的改正事項

- ① 「療養型病床群」を「療養病床」に改めたこと。
- ② 平成15年8月31日までの間、平成12年改正法附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群について、改正後の介護保険関係法令において、療養病床と同一の取扱いとすることとしたこと。
- ③ 医療法等の条項移動等に伴う所要の改正を行ったこと。

2 介護保険法、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正等

- ① 療養病床等の範囲（改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第23項関係）

介護療養型医療施設の指定対象となる「療養病床等」の範囲について、施設基準を満たす療養病床及び老人性痴呆疾患療養病棟（改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第4条）とし、併せて、医療法上の特例許可制度の廃止に伴い、関連する規定（改正前の施行令第3条、改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第21条）において、医療法上の特例許可に係る規定を削除したこと。

なお、介護力強化病院については、改正法の施行の際現に医療法上の特例許可を受けていた病院に限り、現行どおり引き続き指定の対象となること（改正後の施行令第52条第2項、改正後の施行規則第167条の2）。
- ② 介護保険事業計画等に係る経過措置（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成13年政令第17号。以下「経過措置政令」という。）第3条）

改正法の施行前に策定された介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画について、改正後の法によって策定されたものとみなす旨の規定を設けたこと。したがって、現行の介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画について、療養型病床群から療養病床への変更等、今回の法改正に伴う形式的な変更を行う必要はないので御留意願いたい。

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員設備及び運営に関する基準の一部改正

療養病床に係る基準については、改正前の療養型病床群に係る基準を引き続き踏襲することとするが、老人性痴呆疾患療養病棟について医療法における精神病床の基準の見直しに合わせて所要の見直しを行うほか、現行の病床転換による療養型病床群に係る特例措置を継続するための所要の改正を行ったこと。

(1) 老人性痴呆疾患療養病棟に係る改正

- ① 看護職員の配置基準を次のとおり変更したこと。
 - ア 大学附属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を有する100床以上の病院（以下「大学附属病院等」という。）が有する老人性痴呆疾患療養病棟の場合
 - a 常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としたこと（改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅基準」という。）第142条第1項第4号ロ(1)及び改正後の指定介護療養型医療施設の人員設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「施

設基準」という。)第2条第3項第2号イ)。

b) ただし、既存の大学附属病院等が有する老人性痴呆疾患療養病棟については、平成15年8月31日までの間は、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上とする経過措置を設けたこと(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。)附則第35条第1項及び同令附則第39条第1項)。

イ) 大学附属病院等以外の病院が有する老人性痴呆疾患療養病棟の場合。

a) 常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上としたこと。(改正後の居宅基準第142条第1項第4号ロ(2)及び改正後の施設基準第2条第3項第2号ロ)

b) 当分の間、a)によって算定された看護数のうち、老人性痴呆疾患療養病棟の入院患者数を4で除した数から当該病棟の入院患者数を5で除した数を減じた数までを介護職員とすることができる旨の経過措置を設けたこと(平成13年改正省令附則第35条第3項及び同令附則第39条第3項)。

なお、看護職員の配置について、下記c)の適用を受けている場合には、この経過措置の対象とならないので、御留意願いたい。

c) ただし、平成12年改正法の施行の際現に特例許可を受けていた病院が有する老人性痴呆疾患療養病棟については、平成18年2月28日までの間は、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上とする経過措置を設けたこと(平成13年改正省令附則第35条第2項及び同令附則第39条第2項)。

② 病室の床面積を、内法による測定で、患者1人につき6.4平方メートル以上としたこと(改正後の居宅基準第143条第4号ロ及び改正後の施設基準第5条第2項第2号)。

ただし、既存の老人性痴呆疾患療養病棟については、患者1人につき6.0平方メートル以上である旨の経過措置を設けたこと(平成13年改正省令附則第37条及び同令附則第41条)。

③ 病室に隣接する廊下の幅を次のとおり変更したこと。

ア) 大学附属病院等が有する老人性痴呆疾患療養病棟の場合、内法による測定で、1.8メートル以上(両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.1メートル以上)としたこと(改正後の居宅基準第143条第4号ニ(1)及び改正後の施設基準第5条第2項第4号イ)。

イ) ア)の病院以外の病院が有する老人性痴呆疾患療養病棟の場合、内法による測定で、1.8メートル以上(両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上)としたこと(改正後の居宅基準第143条第4号ニ(2)及び改正後の施設基準第5条第2項第4号ロ)。

ウ) ただし、既存の老人性痴呆疾患療養病棟に係る廊下の幅については、大学附属病院等であるか否かにかかわらず、内法による測定で、1.2メートル以上(両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上)とする経過措置を設けたこと(第2の4の(2)参照)。

(2) 転換特例の継続等

従前より、病床転換による療養型病床群を有する病院又は診療所及び病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院に認められていた特例措置(いわゆる転換特例)については、平成13年3月1日以降においても引き続き継続する

こととしたこと（改正後の居宅基準附則第9条並びに改正後の施設基準附則第7条から第15条まで及び第17条）。

また、既存の病院又は診療所の建物内の廊下幅については、この転換特例の適用対象となるか否かにかかわらず、内法による測定で1.2メートル以上（両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上）とする経過措置を設けたこと（平成13年改正省令附則第36条及び同令附則第40条）。

4 「介護保険法施行令第4条第2項に規定する厚生労働大臣が定める看護婦その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等」及び「厚生労働大臣が定める施設基準」の一部改正

老人性痴呆疾患療養病棟に係る看護職員の員数について、

ア 常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上としたこと。

イ 当分の間、aによって算定された看護数のうち、老人性痴呆疾患療養病棟の入院患者数を4で除した数から当該病棟の入院患者数を5で除した数を減じた数までを介護職員とすることができる旨の経過措置を設けたこと

なお、看護職員の配置について、下記ウの適用を受けている場合には、この経過措置の対象とならないので、御留意願いたい。

ウ ただし、平成12年改正法の施行の際現に特例許可を受けていた病院が有する老人性痴呆疾患療養病棟については、平成18年2月28日までの間は、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上とする経過措置を設けたこと。

第3 留意事項

1 改正法の施行前に行った介護療養型医療施設に対する指定は、改正法の施行以降においても、当然に引き続きその効力を有するものであり、改正法の施行の際改めて指定の手続きを行う必要はないこと。

2 介護療養型医療施設の指定を受けている病院又は診療所が、当該指定に係る病床のすべてについて、平成12年改正法附則第2条第1項に基づき、医療法上の一般病床としての届出を行った際には、介護療養型医療施設の指定を受けることができる病院ではなくなるため、当該病院又は診療所は介護保険法第113条に基づく指定の辞退を行う必要があること。この場合、介護保険法上、入所者の円滑な転院等の観点から、指定の辞退を行う際には1月以上の予告期間を設けることとされていることから、1月以上の予告期間を設けてから、医療法上の一般病床としての届出を行う必要があること。

また、当該指定に係る病床の一部につき医療法上の一般病床としての届出を行う場合には、施行規則第140条に基づき、運営規程の変更届出を行う必要があること、さらに、病院の病床の一部につき、医療法上の療養病床としての届出を行うことにより、療養病床の入所定員が増加する場合には、介護保険法第108条に基づき指定の変更申請を行う必要があること。

3 介護力強化病院に関する介護療養型医療施設の指定の特例については、今般の医療法等の改正にかかわらず、従来より介護保険法施行法第10条及び施行令第52条第1項において、平成15年3月31日までの間とされていること。

(平成12年12月6日公布分)

- 医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「平成12年改正法」という。）
 - ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正

(平成13年1月31日公布分)

- 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成13年政令第16号）
 - ・ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正
- 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成13年政令第17号）

(平成13年1月31日公布分)

- 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）
 - ・ 介護支援専門員に関する省令（平成10年厚生省令第53号）の一部改正
 - ・ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正
 - ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正
 - ・ 指定介護療養型医療施設の人員設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）の一部改正

(平成13年2月22日公布分)

- 介護保険法施行令第四条第二項に規定する厚生労働大臣が定める看護婦その他の従業者の員数及び厚生労働大臣が定める看護の体制その他の看護に関する基準に適合する病床等の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第34号）
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第35号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第36号）
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第37号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第38号）
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第39号）
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の一部を改正する件（平成13年2月厚生労働省告示第40号）